

前 期							後 期											
曜日	日	月	火	水	木	金	土	備 考	曜日	日	月	火	水	木	金	土	備 考	
4 月	1	2	3	4	5	6	7	1日～7日 春季休業 2日 新入生オリエンテーション・TOEIC-IPテスト 3日 新入生履修相談会 3日～7日 新入生健康診断(第1グループ) 9日 入学式, 新入生オリエンテーション 10日 授業開始 10日・11日 新入生健康診断(第2グループ) 29日～5月5日 特別休業 29日 昭和の日 30日 振替休日	10 月			1	2	3	4	5	6	1日 授業開始 8日 体育の日 * 9日は月曜日の授業を行う。 22日 開学記念日
	8	9	10	11	12	13	14			7	8	9	10	11	12	13		
	15	16	17	18	19	20	21			14	15	16	17	18	19	20		
	22	23	24	25	26	27	28			21	22	23	24	25	26	27		
	29	30								28	29	30	31					
5 月			1	2	3	4	5	3日 憲法記念日 4日 みどりの日 5日 こどもの日	11 月					1	2	3	3日 文化の日 23日 勤労感謝の日 21日・22日午前 補講期間 【23日～25日 大学祭】 22日 3～5時限 臨時休業(大学祭準備) 26日 1～5時限 臨時休業(大学祭片付け) * 27日は月曜日の授業を行う。	
	6	7	8	9	10	11	12			4	5	6	7	8	9	10		
	13	14	15	16	17	18	19			11	12	13	14	15	16	17		
	20	21	22	23	24	25	26			18	19	20	[21]	[22]	23	24		
	27	28	29	30	31					25	26	27	28	29	30			
6 月						1	2	16日 海の日 * 17日は月曜日の授業を行う。 18日～31日 期末試験期間	12 月							1	23日 天皇誕生日 24日 振替休日 25日～28日 補講期間 25日～1月7日 冬季休業	
	3	4	5	6	7	8	9			2	3	4	5	6	7	8		
	10	11	12	13	14	15	16			9	10	11	12	13	14	15		
	17	18	19	20	21	22	23			16	17	18	19	20	21	22		
	24	25	26	27	28	29	30			23	24	[25]	[26]	[27]	[28]	29		
7 月	1	2	3	4	5	6	7	1日 元日 * 9日は月曜日の授業を行う。 10日 補講期間 14日 成人の日 18日 センター試験実施に伴う臨時休講 19日・20日 大学入試センター試験 28日～2月8日 期末試験期間	1 月			1	2	3	4	5	11日 建国記念の日 12日～3月31日 臨時休講 25日・26日 一般選抜(前期日程)	
	8	9	10	11	12	13	14			6	7	8	9	[10]	11	12		
	15	16	17	18	19	20	21			13	14	15	16	17	18	19		
	22	鴨	鴨	鴨	鴨	鴨	28			20	21	22	23	24	25	26		
	29	鴨	鴨							27	鴨	鴨	鴨	鴨				
8 月				[1]	[2]	[3]	4	1日～3日 補講期間 1日～9月30日 夏季休業 6日～9月7日 集中講義開講期間	2 月						①	2	臨時休講 12日 一般選抜(後期日程) 20日 春分の日 25日 卒業式	
	5	6	7	8	9	10	11			3	④	⑤	⑥	⑦	⑧	9		
	12	13	14	15	16	17	18			10	11	12	13	14	15	16		
	19	20	21	22	23	24	25			17	18	19	20	21	22	23		
	26	27	28	29	30	31				24	25	26	27	28	29			
9 月							1	17日 敬老の日 23日 秋分の日 24日 振替休日	3 月							1		
	2	3	4	5	6	7	8			2	3	4	5	6	7	8		
	9	10	11	12	13	14	15			9	10	11	12	13	14	15		
	16	17	18	19	20	21	22			16	17	18	19	20	21	22		
	23	24	25	26	27	28	29			23	24	25	26	27	28	29		
30							30	31										
前期計	15	15	15	15	15			授業週数(含試験)	後期計	15	15	15	15	15			授業週数(含試験)	

7月17日を含む ↑ 10月9日, 11月27日及び1月9日を含む ↑
 ■ は休業日及び臨時休講, ○ は期末試験日, 【】 は補講日

前 期								後 期							
曜日	日	月	火	水	木	金	土	曜日	日	月	火	水	木	金	土
4月	1	2	3	4	5	6	7	10月		1	2	3	4	5	6
	8	9	10	11	12	13	14		7	8	9	10	11	12	13
	15	16	17	18	19	20	21		14	15	16	17	18	19	20
	22	23	24	25	26	27	28		21	22	23	24	25	26	27
	29	30							28	29	30	31			
1日～7日 春季休業 2日 新入生オリエンテーション・TOEIC-IPテスト 3日 新入生履修相談会 3日～7日 新入生健康診断(第1グループ) 9日 入学式、新入生オリエンテーション 10日 授業開始 10日・11日 新入生健康診断(第2グループ) 29日～5月5日 特別休業 29日 昭和の日 30日 振替休日								1日 授業開始 8日 体育の日 ← * 9日は月曜日の授業を行う。 22日 開学記念日							
5月			1	2	3	4	5	11月					1	2	3
	6	7	8	9	10	11	12		4	5	6	7	8	9	10
	13	14	15	16	17	18	19		11	12	13	14	15	16	17
	20	21	22	23	24	25	26		18	19	20	[21]	[22]	23	24
	27	28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	
3日 憲法記念日 4日 みどりの日 5日 こどもの日								3日 文化の日 21日・22日午前 補講期間 【23日～25日 大学祭】 22日 3～7時限 臨時休業(大学祭準備) 26日 1～7時限 臨時休業(大学祭片付け) ← * 27日は月曜日の授業を行う。							
6月						1	2	12月							1
	3	4	5	6	7	8	9		2	3	4	5	6	7	8
	10	11	12	13	14	15	16		9	10	11	12	13	14	15
	17	18	19	20	21	22	23		16	17	18	19	20	21	22
	24	25	26	27	28	29	30		23	24	[25]	[26]	[27]	[28]	29
								23日 天皇誕生日 24日 振替休日 25日～28日 補講期間 25日～1月7日 冬季休業							
7月	1	2	3	4	5	6	7	1月			1	2	3	4	5
	8	9	10	11	12	13	14		6	7	8	9	[10]	11	12
	15	16	17	[18]	[19]	[20]	21		13	14	15	16	17	18	19
	22	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	28		20	21	22	23	24	25	26
	29	㉘	㉙						27	㉚	㉛	㉜	㉝		
16日 海の日 ← * 17日は月曜日の授業を行う。 18日～31日 期末試験期間								1日 元日 ← * 9日は月曜日の授業を行う。 10日 補講期間 14日 成人の日 18日 センター試験実施に伴う臨時休講 19日・20日 大学入試センター試験 28日～2月8日 期末試験期間							
8月			[1]	[2]	[3]		4	2月						①	2
	5	6	7	8	9	10	11		3	④	⑤	⑥	⑦	⑧	9
	12	13	14	15	16	17	18		10	11	12	13	14	15	16
	19	20	21	22	23	24	25		17	18	19	20	21	22	23
	26	27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	
1日～3日 補講期間 1日～9月30日 夏季休業 6日～9月7日 集中講義開講期間								11日 建国記念の日 12日～3月31日 臨時休講 25日・26日 一般選抜(前期日程)							
9月							1	3月							1
	2	3	4	5	6	7	8		2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15		9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22		16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29		23	24	25	26	27	28	29
30							30	31							
17日 敬老の日 23日 秋分の日 24日 振替休日								12日 一般選抜(後期日程) 20日 春分の日 25日 卒業式							
前期計	15	15	15	15	15			後期計	15	15	15	15	15		
授業週数(含試験)								授業週数(含試験)							

7月17日を含む ↑ 10月9日、11月27日及び1月9日を含む ↑
 ■ は休業日及び臨時休講、○は期末試験日、【】は補講日

岡山大学経済学部履修細則【昼間コース】

(趣旨)

第1条 この細則は、岡山大学経済学部規程（平成16年岡大経規程第1号）の規定に基づき、岡山大学経済学部（以下「本学部」という。）昼間コースにおける授業科目の履修方法について必要な事項を定めるものとする。

(教育課程)

第2条 本学部昼間コースの教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成する。

(Semester制)

第3条 本学部の授業は、「Semester制」にそって開講する。Semester制は半年を1学期とし、1学年を原則として前期及び後期の2学期に区分し、以後第4学年まで計8学期にわたり教育課程（カリキュラム）の編成を行う。これらの学年、学期及びSemesterの関係は次のとおりである。

学年	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年	
Semester	第1Semester	第2Semester	第3Semester	第4Semester	第5Semester	第6Semester	第7Semester	第8Semester
期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期

(教養教育科目)

第4条 教養教育科目の授業科目名及び履修方法等は別に定める。

(専門教育科目)

第5条 本学部で開講する専門教育科目は、次のとおりとし、対象年次に従い履修すること。

- 2 専門教育科目は、別に定めのない限り、同一名の授業科目を重複して履修することはできない。
- 3 専門基礎科目の授業科目は次のとおりとする。

授 業 科 目				
ミクロ経済学入門	社会思想史入門	統計解析法Ⅱ	経営学入門	世界経済事情
マクロ経済学入門	経済学史入門	現代日本経済史	経済・経営数学Ⅰ	経済情報処理基礎
社会経済学入門	統計解析法Ⅰ	会計学入門	経済・経営数学Ⅱ	

- 4 専門科目の授業科目は次のとおりとする。

授 業 科 目			
ミクロ経済学Ⅰ	財政学Ⅱ	東アジア経済発展史	管理会計論Ⅰ
ミクロ経済学Ⅱ	地方財政論Ⅰ	現代中国経済論Ⅰ	管理会計論Ⅱ
マクロ経済学Ⅰ	地方財政論Ⅱ	現代中国経済論Ⅱ	財務会計論Ⅰ
マクロ経済学Ⅱ	地域経済学	西洋経済史	財務会計論Ⅱ
社会経済学	都市経済学	アメリカ経済史	原価計算論Ⅰ
経済変動論Ⅰ	公共経済学Ⅰ	日本企業論Ⅰ	原価計算論Ⅱ
経済変動論Ⅱ	公共経済学Ⅱ	日本企業論Ⅱ	数理経済学Ⅰ
経済学史	金融論	経営戦略論Ⅰ	数理経済学Ⅱ
経済思想史	金融システム論	経営戦略論Ⅱ	特殊講義
国際経済学Ⅰ	現代ファイナンスⅠ	経営財務論Ⅰ	経済英語Ⅰ
国際経済学Ⅱ	現代ファイナンスⅡ	経営財務論Ⅱ	経済英語Ⅱ
産業組織論Ⅰ	労働経済論Ⅰ	マーケティングⅠ	経済英語Ⅲ
産業組織論Ⅱ	労働経済論Ⅱ	マーケティングⅡ	応用経済経営数学Ⅰ
経済統計学Ⅰ	社会保障論Ⅰ	国際経営Ⅰ	応用経済経営数学Ⅱ
経済統計学Ⅱ	社会保障論Ⅱ	国際経営Ⅱ	2年次演習
計量経済学Ⅰ	世界経済論Ⅰ	経営組織論	3年次演習
計量経済学Ⅱ	世界経済論Ⅱ	リーダーシップ論	3年次演習論文
多変量解析法	開発途上国経済Ⅰ	モチベーション論	4年次演習
オペレーションリサーチ	開発途上国経済Ⅱ	会計システムⅠ	4年次演習論文
経済政策論	ヨーロッパ経済論	会計システムⅡ	就業体験実習
日本経済論	日本経済史	制度会計論Ⅰ	
財政学Ⅰ	東洋経済史	制度会計論Ⅱ	

5 外国人留学生用の授業科目を次のとおり開講する。

授業科目	経済学部開講科目	日本経済事情ⅠA,日本経済事情ⅠB,日本経済事情ⅡA,日本経済事情ⅡB
	法学部開講科目	日本法政事情Ⅰ,日本法政事情Ⅱ

(コース制度)

第6条 本学部昼間コースでは、専門教育科目の履修についてコース制度をとる。コースには「現代経済分析コース」「国際比較経済コース」及び「経営・会計コース」の3コースがあり、第3セメスターに所属コースを決定する。

2 コースへの所属・選考方法は別に定める。

(履修科目の上限設定)

第7条 本学部昼間コースにおける履修科目の上限設定は、1学期20単位を限度とする。

2 教育職員免許状の取得に係る教職に関する科目及び「職業指導」に関する科目の履修については、履修科目の上限には含まない。

3 2年次終了時の成績優秀者は、3、4年での1学期上限を30単位とする。

4 2年次終了時の成績優秀者とは、修得総単位数が70単位以上で、平均点が80点以上とする。

(卒業要件単位数)

第8条 本学部昼間コースの卒業要件単位数は、次の各項により定める単位を含めて合計124単位以上とする。

2 教養教育科目については、次の各号に定める単位を含めて38単位以上修得しなければならない。

科目区分		授業科目及び単位数	卒業要件単位数	
ガイダンス科目		開講授業科目及びその単位数については、岡山大学教育開発センター長が学年の始めに公示する。	修学の方法Ⅰ 2	
主 題 科 目	学問の世界		4つの主題グループのうちから3つ以上を選択し、それぞれ1授業科目2単位以上、計6単位以上選択必修	
	人間と社会			
	健やかに生きる			
	自然と技術			
個 別 科 目	人文・社会科学			
	自然科学			
	生命・保健科学			
	情報科学			
外 国 語 科 目	英語			経済実用英語 2 英語(ネイティブ) 2 英語(オラコン) 4 英語(文法・作文) 4 英語(読解) 4 英語(検定) 4 } 4単位 選択必修
	ドイツ語			
	フランス語			
	中国語			
	韓国語			
	ロシア語			
	スペイン語			
	イタリア語			
	日本語			
合 計			38	

(注)「基礎英語」の修得単位については、卒業要件単位数に算入できない。

- 一 ガイダンス科目（修学の方法Ⅰ）2単位は必修とする。
 - 二 外国語科目の英語は、経済実用英語及び英語（ネイティブ）それぞれ2単位を含む計8単位を必修とする。
ただし、外国人留学生は、日本語科目の履修をもって外国語科目（英語）の単位に代えることができる。
 - 三 主題科目は、4つの主題グループのうちから3つ以上を選択し、それぞれ1授業科目2単位、計6単位を必修とする。
 - 四 その他の選択授業科目は、科目区分にかかわらず修得単位の合計22単位をもって卒業要件とする。
- 3 専門教育科目については、次の各号に定める単位を含めて86単位以上修得しなければならない。

科目区分		授業科目		卒業要件単位数
専 門 教 育 科 目	専門基礎科目	経済学部開講の専門基礎科目		12単位以上選択必修
	専門科目	2年次演習		4単位
		所属コースの専門科目		40単位以上選択必修
		自由 選 択 科 目	<ul style="list-style-type: none"> ・12単位を超えて取得した専門基礎科目 ・40単位を超えて取得した所属コース科目及び所属コース以外のコース科目 ・その他の経済学部開講専門科目 ・他学部の専門教育科目（20単位を限度） 	
合 計				86単位以上

（専門基礎科目）

- 一 専門基礎科目は、6科目12単位以上修得すること。
- 二 12単位を超えて修得した専門基礎科目の単位は、自由選択科目として卒業要件単位に算入できる。
- 三 他学部の専門基礎科目を修得した場合は、自由選択科目として卒業要件単位に算入できる。ただし、他学部の専門基礎科目には、教養教育科目（個別科目）へ読み替える科目がある。

（専門科目）

- 一 専門科目は、74単位以上修得すること。
 - 二 2年次演習（4単位）は必修とする。
 - 三 所属コースから20科目40単位以上修得すること。
 - 四 自由選択科目は、30単位以上修得すること。
 - 五 外国人留学生のうち、外国人留学生用の授業科目を修得した場合は、自由選択科目とする。
 - 六 他学部の専門教育科目の修得単位については、20単位を限度として卒業要件単位に算入できる。
- 4 教育職員免許状の取得に係る教職に関する科目及び「職業指導」に関する科目の修得単位については、卒業要件単位に算入できない。

（演習）

第9条 演習は、2年次から4年次まで履修することができる。

- 2 2年次演習については、次のとおりとする。
 - 一 2年次演習は4単位必修とし、選考方法は別に定める。
 - 二 2年次演習は、主専攻演習及び副専攻演習の二つの演習の重複履修を認めることがある。
 - 三 副専攻演習は、担当教員の許可を得て履修できる。
 - 四 副専攻演習で履修した単位は、自由選択科目として卒業要件単位に算入する。
- 3 3年次演習及び4年次演習等については、次のとおりとする。
 - 一 3年次演習及び4年次演習はそれぞれ自由選択科目とし、2年次演習を修得し、担当教員の許可を得た上で履修できる。
 - 二 3年次演習及び4年次演習は、主専攻演習及び副専攻演習の二つの演習の重複履修を認めることがある。
 - 三 副専攻演習は、担当教員の許可を得て履修できる。
 - 四 3年次演習論文及び4年次演習論文の単位については、4単位を限度とする。
 - 五 3年次演習、4年次演習及び同演習論文の単位は、自由選択科目として卒業要件単位に算入する。

- 4 成績が優秀な場合は、担当教員の許可を得た上で、3年次演習において論文を提出できる。
成績が優秀な場合とは、第7条第4項に規定する成績優秀者とする。

(履修の登録)

第10条 学期の始めの定められた期間に履修登録すること。

- 2 履修登録は、教養教育科目及び専門教育科目について学内パソコンよりWEB入力すること。
- 3 専門教育科目のうち、集中講義科目の履修登録については、登録時期等を別途掲示する。
- 4 演習の履修手続きについては、手続時期等を別途掲示する。
- 5 他学部開講科目（教職関係科目を含む。）を履修しようとする者は、当該科目の開講される学部の時間割等で確認の上、履修登録すること。
- 6 授業時間の重複する授業科目を選択した場合には、そのいずれの科目についても無効とする。

就業体験実習（インターンシップ）の履修について

就業体験実習の概要

1. 趣旨・目的

本実習は、在学中に一定期間、民間企業や行政官庁その他関連する機関において就業体験を行うことにより、大学において経済学・経営学を学ぶ意味を実践を通じて理解させるとともに、自らに適した将来の進路を選択する能力の向上を図ることを目的とする。

2. 対象学生

原則として3年次生とする。

本実習の履修にあたっては指導教員が履修の指導を行う。

3. 実施時期等

実習の実施時期は、原則として夏季休業中の2週間とする。

実習の実施に当たって、原則として学生は受入機関からの報酬を受けないものとする。

4. 授業内容

授業内容は、本実習の趣旨・目的に照らして、受入機関と経済学部インターンシップ運営委員会が事前に協議し、決定する。

5. 成績評価

経済学部インターンシップ運営委員会は、学生の提出する「実習結果報告書」、受入機関の「インターンシップ実施評価報告書」および指導教員の「実習指導意見書」に基づき、成績の評価を行う。

二 成績の表示は「認定」とする。

6. 事故対策

履修中の事故に対処するため、学生は災害傷害保険および賠償責任保険その他の保険に加入するものとする。

7. 守秘義務

受入機関の業務との関連で必要があると認められる場合には、受入機関と経済学部または学生との間で、履修中に学生が知り得た情報についての守秘義務に関する覚書または誓約書を交わすこととする。

8. 運営機関

本実習の運営は、経済学部インターンシップ運営委員会が行う。

授業科目	就業体験実習（インターンシップ）
単 位	2単位
実施時期	原則として夏季休業中2週間
配当年次	3年次
履修手続	別途掲示する

岡山大学経済学部早期卒業認定基準

(趣旨)

第1条 岡山大学経済学部規程(平成16年4月1日制定。以下「学部規程」という。)第27条第2項に基づき、早期卒業の認定に関し、必要な事項を定める。

(成績評価基準)

第2条 学部規程第15条第2項に規定する成績評価基準は、学生便覧等で具体的に公表する。

2 各教員は、前項の成績評価基準に基づき、学生の学習における積極性、自己判断力、目標到達度を勘案し、成績評価に反映させ、厳格な成績評価を行うものとする。

(履修登録科目の上限設定等)

第3条 学部規程第19条第3項に規定する履修登録科目の上限設定は、次のとおりとする。

第1年次 1学期 20単位

第2年次 1学期 20単位

第3年次 1学期 20単位

第4年次 1学期 20単位

2 前項の表にかかわらず、第2年次終了時までの成績が優れていると認められる者については、第3年次における1学期の上限を30単位とする。

3 成績優秀の認定については、第3年次の学年の始めに該当学生に通知するものとする。

4 成績優秀の認定の基準は、次のとおりとする。

一 第1項の規定により、第2年次終了時までに修得した修得単位数が70単位以上で、平均点が80点以上であること。

二 第2年次終了時までの修得単位の評価に、認定及び修了がある場合は、当該単位が10単位以内のときは、前号の規定によるものとし、10単位を超えるときは、教授会の議を経るものとする。

三 第2年次終了時までの修得単位数に学部規程第21条、第22条及び第23条の単位が含まれる場合は、前号の取扱いによるものとし、前号と合わせて10単位を超える場合は、教授会の議を経ることとする。

(早期卒業の意思確認)

第4条 早期卒業の意思確認については、次のとおりとする。

一 第3年次前期終了後、第3条第4項の規定に基づく成績優秀者に早期卒業の意思確認を行う。

二 意思確認の方法は、早期卒業希望届によるものとする。

(早期卒業の認定基準)

第5条 早期卒業認定時における成績優秀の認定基準は、次のとおりとする。

一 第3条第1項及び第2項の規定により第3年次終了までに修得した単位(卒業要件単位124単位以上)の平均点が85点以上であること。

二 3年次演習及び3年次演習論文を修得していること。

三 早期卒業の意思確認後に行う最終試験に合格していること。最終試験は、早期卒業を希望した者について口述試験によって行う。

四 修得単位の評価に、認定及び修了がある場合は、当該単位が10単位以内のときは、第1号の規定によるものとし、10単位を超えるときは、教授会の議を経るものとする。

五 修得単位数に学部規程第21条、第22条及び第23条の単位が含まれる場合は、前号の取扱いによるものとし、前号と合わせて10単位を超える場合は、教授会の議を経ることとする。

(早期卒業の認定)

第6条 早期卒業の認定は、教授会の議を経て、学部長の申出に基づき、学長が認定する。

(雑則)

第7条 この基準は、学生便覧に掲載その他の方法により公表する。

岡山大学経済学部履修細則【夜間主コース】

(趣旨)

第1条 この細則は、岡山大学経済学部規程（平成16年岡大経規程第1号）の規定に基づき、岡山大学経済学部（以下「本学部」という。）夜間主コースにおける授業科目の履修方法について必要な事項を定めるものとする。

(教育課程)

第2条 本学部夜間主コースの教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成する。

(セメスター制)

第3条 本学部の授業は、「セメスター制」にそって開講する。セメスター制は半年を1学期とし、1学年を原則として前期及び後期の2学期に区分し、以後第4学年まで計8学期にわたり教育課程（カリキュラム）の編成を行う。これらの学年、学期及びセメスターの関係は次のとおりである。

学年	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年	
セメスター	第1セメスター	第2セメスター	第3セメスター	第4セメスター	第5セメスター	第6セメスター	第7セメスター	第8セメスター
期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期

(教養教育科目)

第4条 教養教育科目の授業科目名及び履修方法等は別に定める。

(専門教育科目)

第5条 本学部で開講する専門教育科目は、次のとおりとし、対象年次に従い履修すること。

- 2 専門教育科目は、別に定めのない限り、同一名の授業科目を重複して履修することはできない。また、昼間コースと夜間主コース間において同一名の授業科目を重複して履修することもできない。
- 3 専門基礎科目の授業科目は次のとおりとする。

授 業 科 目				
ミクロ経済学入門	社会思想史入門	統計解析法Ⅱ	経営学入門	世界経済事情
マクロ経済学入門	経済学史入門	現代日本経済史	経済・経営数学Ⅰ	経済情報処理基礎
社会経済学入門	統計解析法Ⅰ	会計学入門	経済・経営数学Ⅱ	

- 4 専門科目の授業科目は次のとおりとする。

授 業 科 目			
ミクロ経済学Ⅰ	財政学Ⅰ	日本経済史	会計システムⅡ
ミクロ経済学Ⅱ	財政学Ⅱ	東洋経済史	制度会計論Ⅰ
マクロ経済学Ⅰ	地方財政論Ⅰ	東アジア経済発展史	制度会計論Ⅱ
マクロ経済学Ⅱ	地方財政論Ⅱ	現代中国経済論Ⅰ	管理会計論Ⅰ
社会経済学	地域経済学	現代中国経済論Ⅱ	管理会計論Ⅱ
経済変動論Ⅰ	都市経済学	西洋経済史	財務会計論Ⅰ
経済変動論Ⅱ	公共経済学Ⅰ	アメリカ経済史	財務会計論Ⅱ
経済学史	公共経済学Ⅱ	日本企業論Ⅰ	原価計算論Ⅰ
経済思想史	金融論	日本企業論Ⅱ	原価計算論Ⅱ
国際経済学Ⅰ	金融システム論	経営戦略論Ⅰ	数理経済学Ⅰ
国際経済学Ⅱ	現代ファイナンスⅠ	経営戦略論Ⅱ	数理経済学Ⅱ
産業組織論Ⅰ	現代ファイナンスⅡ	経営財務論Ⅰ	特殊講義
産業組織論Ⅱ	労働経済論Ⅰ	経営財務論Ⅱ	経済英語Ⅰ
経済統計学Ⅰ	労働経済論Ⅱ	マーケティングⅠ	経済英語Ⅱ
経済統計学Ⅱ	社会保障論Ⅰ	マーケティングⅡ	2年次演習
計量経済学Ⅰ	社会保障論Ⅱ	国際経営Ⅰ	3年次演習
計量経済学Ⅱ	世界経済論Ⅰ	国際経営Ⅱ	4年次演習
多変量解析法	世界経済論Ⅱ	経営組織論	就業体験実習
オペレーションリサーチ	開発途上国経済Ⅰ	リーダーシップ論	卒業論文
経済政策論	開発途上国経済Ⅱ	モチベーション論	
日本経済論	ヨーロッパ経済論	会計システムⅠ	

(コース制度)

第6条 本学部夜間主コースでは、専門教育科目の履修についてコース制度をとる。コースには「経済学コース」及び「政策学コース」の2コースがあり、第3セメスターに所属コースを決定する。

2 コースへの所属・選考方法は別に定める。

(履修科目の上限設定)

第7条 本学部夜間主コースにおける履修科目の上限設定は、各年次において年間60単位とする。ただし、次の各号に留意すること。

- 一 夜間の授業科目は無制限
- 二 昼間の授業科目は年間20単位まで

2 教育職員免許状の取得に関する科目の履修については、履修科目の上限には含まない。

(卒業要件単位数)

第8条 本学部夜間主コースの卒業要件単位数は、次の各項により定める単位を含めて合計124単位以上とする。

2 教養教育科目については、次の各号に定める単位を含めて38単位以上修得しなければならない。

科目区分		授業科目及び単位数	卒業要件単位数	
ガイダンス科目			修学の方法Ⅰ 2	
主 題 科 目	学問の世界	開講授業科目及びその単位数については、岡山大学教育開発センター長が学年の始めに公示する。	4つの主題グループのうちから2つ以上を選択し、それぞれ1授業科目2単位以上、計4単位以上選択必修	
	人間と社会			
	健やかに生きる			
	自然と技術			
個 別 科 目	人文・社会科学			
	自然科学			
	生命・保健科学			
	情報科学			
外 国 語 科 目	英語		経済実用英語 2 英語(ネイティブ) 2 英語(オラコン) 4 英語(作文・文法) 4 英語(読解) 4 英語(検定) 4 } 4単位 選択必修	
	ドイツ語			
	フランス語			
	中国語			
合 計				38

(注)「基礎英語」の修得単位については、卒業要件単位数に算入できない。

- 一 ガイダンス科目(修学の方法Ⅰ)2単位は必修とする。
- 二 外国語科目の英語は、経済実用英語及び英語(ネイティブ)それぞれ2単位を含む計8単位を必修とする。
- 三 主題科目は、4つの主題グループのうちから2つ以上を選択し、それぞれ1授業科目2単位、計4単位を必修とする。
- 四 その他の選択授業科目は、科目区分にかかわらず修得単位の合計24単位をもって卒業要件とする。

3 専門教育科目については、次の各号に定める単位を含めて86単位以上修得しなければならない。

科目区分	授業科目	卒業要件単位数	
		経済学コース	政策学コース
専門基礎科目	経済学部夜間主コースの専門基礎科目 及び 経済学部昼間コースの専門基礎科目	8単位以上選択必修	
専門科目	2年次演習	4単位必修	
	経済学部夜間主コースの専門科目 及び 経済学部昼間コースの専門科目（講義のみ）	特に定めは無し	
	法学部夜間主コースの専門科目（講義のみ） 及び 法学部昼間コースの専門科目（講義のみ）	全く修得しなくても 良いし、修得した場 合は20単位まで要 件とする。	20単位必修とし、 最大36単位まで要 件とする。
合 計		86	

（専門基礎科目）

- 一 専門基礎科目は、4科目8単位以上修得すること。
- 二 8単位を超えて修得した専門基礎科目の単位は、専門科目の選択科目として卒業要件単位数に算入できる。

（専門科目）

- 一 専門科目は、78単位以上修得すること。
- 二 2年次演習（4単位）は必修とする。
- 三 経済学コースは、法学部の専門科目（講義のみ）の修得単位については、20単位を限度として卒業要件単位数に算入できる。
- 四 政策学コースは、法学部の専門科目（講義のみ）を20単位選択必修とし、36単位を限度として卒業要件単位数に算入できる。
- 五 その他、本細則第9条の他学部（他コース）開設科目の履修制限及び卒業要件算入単位数の制限を受ける。

4 教育職員免許状の取得に関する科目の修得単位については、卒業要件単位数に算入できない。

（他学部（他コース）開設科目の履修制限等）

第9条 他学部（他コース）開設科目の履修制限及び修得限度単位数については、次のとおりとする。

科目区分 開設学部（コース）	専門基礎科目	専門科目	卒業要件算入単位数（注1）	
			経済学コース	政策学コース
経済学部（昼間コース）	○	○（講義のみ）	} 合わせて30単位を限度 （ただし、法（昼）については、 10単位を限度）	
法学部（昼間コース）	×	○（講義のみ）		
法学部（夜間主コース）	○（注2）	○（講義のみ）		
文学部	教育職員免許状取得に関する 科目のみ ○ （卒業要件外）		/	
教育学部				
上記以外の学部の専門教育科目 及び 昼間の教養教育科目 は				

注1） 卒業要件算入単位数は4年次までの通算とする。なお、履修の結果、卒業要件単位数を超えて修得した場合は、その超えた単位数は卒業要件単位数には算入しない。

注2） 法学部夜間主コースの専門基礎科目を履修し、単位を修得した場合は、卒業要件単位数（教養教育科目の個別科目）に算入する。

(演習)

第10条 演習は、2年次から4年次まで履修することができる。

2 2年次演習については、次のとおりとする。

- 一 2年次演習は4単位必修とし、選考方法は別に定める。
- 二 2年次演習は、主専攻演習及び副専攻演習の二つの演習の重複履修を認めることがある。
- 三 副専攻演習は、担当教員の許可を得て履修できる。
- 四 副専攻演習で修得した単位は、専門科目の選択科目として卒業要件単位数に算入する。

3 3年次演習及び4年次演習については、次のとおりとする。

- 一 3年次演習及び4年次演習はそれぞれ専門科目の選択科目とし、2年次演習を修得した上で、担当教員の許可を得て履修できるものとし、選考方法は別に定める。
- 二 3年次演習及び4年次演習は、主専攻演習及び副専攻演習の二つの演習の重複履修を認めることがある。
- 三 副専攻演習は、担当教員の許可を得て履修できる。
- 四 修得した単位は、専門科目の選択科目として卒業要件単位数に算入する。

4 卒業論文については、次のとおりとする。

- 一 卒業論文は4年次に履修するものとし、4単位を限度とする。
- 二 原則として、修得した2年次演習の担当教員に指導を受けるものとする。
- 三 修得した単位は、専門科目の選択科目として卒業要件単位数に算入する。

(履修の登録)

第11条 学期の始めの定められた期間に履修登録すること。

2 履修登録は、教養教育科目及び専門教育科目について学内パソコンよりWEB入力すること。

3 専門教育科目のうち、集中講義科目の履修登録については、登録時期等を別途掲示する。

4 演習の履修手続きについては、手続時期等を別途掲示する。

5 昼間コース及び他学部開講科目(教職関係科目を含む。)を履修しようとする者は、当該科目が開講される学部の時間割等で確認の上、履修登録すること。

6 授業時間の重複する授業科目を選択した場合には、そのいずれの科目についても無効とする。

放送大学との単位互換の実施に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は岡山大学経済学部規程(平成16年岡大経規程第1号。以下「学部規程」という。)

第22条の規定による放送大学との単位互換の実施に関し必要な事項を定める。

(授業科目の公示)

第2条 学生が履修可能な放送大学の授業科目は、前年度の12月に公示する。

(授業科目の履修)

第3条 学生が放送大学の授業科目を履修する場合は、所定の期日までに特別聴講学生出願票を提出しなければならない。

(特別聴講)

第4条 放送大学の特別聴講学生として、授業科目の履修を希望する学生の出願(科目登録)、履修、単位修得等については、放送大学の定めるところによる。

2 前項の規定により、授業科目の履修を希望する学生は、放送大学に、特別聴講学生の授業料として1単位につき、所定の額を納入しなければならない。

(単位の認定)

第5条 放送大学の特別聴講学生として、学生が修得した単位の認定は、30単位を超えない範囲で、卒業要件単位として、別表第1に定める科目区分等に応じ、学部規程第26条第1項ただし書きの規定により行う。

2 前項の規定により、単位を認定された授業科目の成績評価の表示は、「認定」とする。また、科目名の前に(放)を表示し、他の修得科目と区分する。

別表第 1

単位認定の科目区分等（第 5 条関係）

経済学部夜間主コースの科目区分			放送大学の授業科目等		
教 養 教 育 科 目	主題科目	学問の世界 人間と社会 健やかに生きる 自然と技術	共 通 科 目	基幹科目・主題科目	
	個別科目	人文・社会科学		一般科目（人文系） 一般科目（社会系）	
		自然科学		一般科目（自然系）	
		生命・保健科学		保健体育科目「保健体育」	
	外国語科目	英語 (経済実用英語, 英語(会話)を除く)	外国語科目	英語	
英語以外の外国語		英語以外の外国語			
専 門 教 育 科 目	専門科目	経済学部夜間主コース の専門科目	社会と経済専攻 産業と技術専攻	経済学部夜間主コース が履修を認めた経済関 係科目	
		法学部夜間主コースの 専門科目	社会と経済専攻	法学部夜間主コースが 履修を認めた法律・政 治学関係科目	

(注) 主題科目（生命・保健科学）「健康・スポーツ科学」の単位を修得した場合は、放送大学の「保健体育」は履修できないものとする。

岡山大学経済学部夜間主コース長期履修に関する取扱い内規

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学経済学部規程（平成16年岡大経規程第1号）第8条第2項の規定に基づき、標準修業年限を超えて一定の期間にわたる計画的な教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関する取扱いについて、必要な事項を定める。

(申請資格)

第2条 長期履修を申請することができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- 一 本学部夜間主コースに入学する者又は入学後1年未満の者
- 二 就業者（ただし、原則として、アルバイト・パート等の非常勤雇用者は除く。）

(長期履修期間及び最長在学年限)

第3条 長期履修の期間は、5年とする。ただし、第3年次編入学生については、3年とする。

2 最長在学年限は、岡山大学学則（平成16年岡大則第2号）第5条に規定する年限とする。

(申請手続)

第4条 長期履修の申請手続は、入学する者にあつては各試験種別の入学手続期間までに、入学後1年未満の者にあつては入学年度の2月末日までに、次の各号に掲げる書類を学部長 に提出するものとする。

- 一 長期履修申請書（所定様式）
- 二 在職を証明するもの（任意様式）

(長期履修期間の変更)

第5条 長期履修期間の変更（標準修業年限への変更）は、1年次の2月末日までに長期履修期間変更申請書（所定様式）を学部長に提出するものとする。

(審査及び許可)

第6条 前2条の申請に係る審査は、教務委員会において行い、教授会の議を経て、学部長が許可する。

(授業履修の指導)

第7条 指導教員は学生の長期履修期間に応じて授業履修が計画的に行われるよう必要な指導を行うものとする。

(その他)

第8条 この内規の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

経済学部成績評価基準

- 1 回の試験だけで成績評価することはしない。すなわち、小テスト、レポート、講義中の報告・発表、出欠の度合いなど、多様な方法を組み合わせて評価する。
評価における期末試験の比重は、評価対象諸要素合計の6割以内とする。
- 評価に際しては、評価基準、模範解答、採点講評、得点分布などを学生に示す。
- 成績評価に関する学生の疑義提起には応じる。もとより単なる懇願の類に関しては、この限りではない。
- 成績の評価は、100点満点とし、優、良、可、不可及び認定の評語をもって表す。
優（100点～80点）、良（79点～70点）、可（69点～60点）が合格とし、不可（60点未満）を不合格とする。
また、認定は合格を表し、点数評価は行なわない。

入学前の既修得単位の認定に関する内規

第1条 この内規は岡山大学経済学部規程（平成16年4月1日制定。以下「学部規程」という。）第23条の規定により、入学前の既修得単位の認定に関する必要な事項について定める。

第2条 既修得単位の認定の申請資格は、次のとおりとする。

- 一 大学（外国の大学を含む。）若しくは短期大学（外国の短期大学を含む。）を卒業又は退学した者
- 二 科目等履修生として単位を修得した者

第3条 認定することができる授業科目の区分等及び認定単位の上限は、次のとおりとする。

- 一 教養教育科目 個別科目
 - 人文・社会科学) 16単位
 - 自然科学
 - 生命・保健科学 2単位
 - 情報科学 2単位
- 二 教養教育科目 外国語科目
 - 英語 6単位
 - 英語以外の外国語 4単位
- 三 専門教育科目 20単位

第4条 既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに、次の書類を学部長に提出しなければならない。

- 一 申請書（所定の用紙）
- 二 卒業証明書又は在籍期間証明書
- 三 成績証明書及び講義内容を明示したもの（講義要項等）

第5条 認定は、成績証明書等により単位の修得が確認できるものについて、書類審査をもって行う。

第6条 認定された授業科目の単位数については、学部規程第23条第2項に基づき、卒業要件単位数に算入する。

- 2 成績の表示は「認定」とする。

外部検定試験等による単位認定基準に関する取扱要項

〔平成16年4月1日〕
学 長 裁 定

改正 平成18年2月22日

改正 平成19年1月24日

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学における教養教育科目の外国語科目に係る外部検定試験等による単位認定に関する基準等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象科目・外部検定試験等)

第2条 単位認定の対象となる授業科目及び外部検定試験等は、別表第1から別表第5のとおりとする。

- 2 大学間交流協定に基づく語学研修の学修成果に係る取扱いは、別表第6のとおりとする。
- 3 前2項において、平成10年度以前入学者については、平成11年度入学者に係る取扱いを準用することができる。

附 則

- 1 この要項は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に係る取扱いは、平成18年度に実施される語学研修プログラムより適用する。

別表第1の1 (平成19年度以降入学者適用)

科目	認定の対象とする外部検定試験等	合格基準	認定する授業科目・単位数	
英語	【英語関係Ⅰ】 Test of English for International Communication (TOEIC, IPを含む)	470～585点 (OT3)	別表第1附表-1の③から⑥の中より選択 2単位	
		590～725点 (OT2)	別表第1附表-1の③から⑥の中より選択 4単位	
	実用英語技能検定 (英検) 国際連合公用語・英語検定試験 (国連英検) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・PBT, ITPを含む) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・CBT) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・iBT)	準1級	別表第1附表-2の①から⑥の中より 選択 4単位	
		B級		
		500点以上		
		173点以上		
	【英語関係Ⅱ】 Test of English for International Communication (TOEIC, IPを含む)	730点以上 (OT1)	別表第1附表-1の②から⑥の中より選択 6単位	
		実用英語技能検定 (英検) 国際連合公用語・英語検定試験 (国連英検) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・PBT, ITPを含む) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・CBT) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・iBT)	1級	別表第1附表-2の①から⑥の中より 選択 8単位
	A級			
	550点以上			
213点以上				
ドイツ語	ドイツ語技能検定試験 (独検)	4級	ドイツ語初級Ⅰ(文法) } ドイツ語初級Ⅰ(読本) } 4単位 ドイツ語初級Ⅱ(文法) ドイツ語初級Ⅱ(読本) 又は ドイツ語初級Ⅰ(総合) 4単位	
		3級以上	ドイツ語初級Ⅱ(総合) 4単位 又は ドイツ語中級 4単位	
	フランス語	実用フランス語技能検定試験 (仏検)	5級	フランス語初級Ⅰ(文法) 又は フランス語初級Ⅰ(読本) 2単位
			4級	フランス語初級Ⅰ(文法) } フランス語初級Ⅰ(読本) } 4単位 フランス語初級Ⅱ(文法) フランス語初級Ⅱ(読本) 又は フランス語初級Ⅰ(総合) 4単位
中国語	漢語水平考試 (HSK)	基礎1級	中国語初級Ⅰ(文法) 又は 中国語初級Ⅰ(読本) 2単位	
		基礎2級	中国語初級Ⅰ(文法) } 中国語初級Ⅰ(読本) } 4単位 中国語初級Ⅱ(文法) 中国語初級Ⅱ(読本)	
		基礎3級及び 初中等1級以上	中国語中級 4単位	

別表第1の2（平成19年度以降入学者適用）

科目	認定の対象とする外部検定試験等	合格基準	認定する授業科目・単位数	
韓国語	韓国語能力試験	1級	韓国語初級Ⅰ（文法） 韓国語初級Ⅰ（読本） 韓国語初級Ⅱ（文法） 韓国語初級Ⅱ（読本） 又は 韓国語初級Ⅰ（総合）	4単位 4単位
		2級以上	韓国語初級Ⅱ（総合） 又は 韓国語中級	4単位 4単位
スペイン語	スペイン語技能検定	6級	スペイン語初級Ⅰ（文法） スペイン語初級Ⅰ（読本）	又は 2単位
		5級	スペイン語初級Ⅰ（文法） スペイン語初級Ⅰ（読本） スペイン語初級Ⅱ（文法） スペイン語初級Ⅱ（読本）	4単位
		4級以上	スペイン語中級	4単位
イタリア語	実用イタリア語検定	5級	イタリア語初級Ⅰ（文法） イタリア語初級Ⅰ（読本）	又は 2単位
		4級	イタリア語初級Ⅰ（文法） イタリア語初級Ⅰ（読本） イタリア語初級Ⅱ（文法） イタリア語初級Ⅱ（読本）	4単位
		3級以上	イタリア語中級	4単位

- 備考 1 成績の取り扱いは「認定」とする。
 2 外部検定試験等による単位認定は、一外国語につき8単位を限度とする。
 3 英語に関しては、【英語関係Ⅰ】と【英語関係Ⅱ】は重複して単位認定の対象とする。
 4 ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語、スペイン語及びイタリア語に関しては、一つの授業科目について外部検定試験等による単位認定は1回限りとする。
 5 法学部夜間主コース及び経済学部夜間主コースは、別表第1の2に掲げる科目（韓国語、スペイン語及びイタリア語）については卒業要件に含まれていないため、認定の対象とはなりません。

別表第1附表-1 (平成19年度以降入学者適用)

項番	授業科目名	備考	
①	経済実用英語 英語 (工学部)		<ul style="list-style-type: none"> ・経済学部についてはOT1, OT2及びOT3 (470点以上) の認定対象科目に含める ・工学部についてはOT1 (730点以上) の認定対象科目に含める
②	英語 (ネイティブ)	OT1	<ul style="list-style-type: none"> ・薬学部についてはOT2 (590点~725点) の認定対象科目に含める ・工学部についてはOT2 (590点~725点) の認定対象科目に含める
③	英語 (オラコン)	OT2	
④	英語 (作文・文法)		
⑤	英語 (読解)		
⑥	英語 (検定)		

別表第1附表-2 (平成19年度以降入学者適用)

項番	授業科目名
①	英語 (教育学部) 経済実用英語 英語 (理学部) 英語 (基礎医用英語) 英語 (工学部) 英語 (環境理工1) 英語 (環境理工2) 英語 (環境理工3) 英語 (環境理工4) 英語 (MPコース)
②	英語 (ネイティブ)
③	英語 (オラコン)
④	英語 (作文・文法)
⑤	英語 (読解)
⑥	英語 (検定)

別表第6（大学間交流協定に基づく語学研修の学修成果に係る取扱い）

語学研修大学名	合格基準	認定科目	認定単位数	備考
南オレゴン大学	南オレゴン大学の成績評価 D（下級）以上	教養教育科目 外国語科目 英語 又は 専門教育科目 (認定科目の指定は各学部の定めに委ねる)	2単位	平成11年度以降 入学者より適用
アデレード大学	アデレード大学の成績評価 D以上	教養教育科目 外国語科目 英語 又は 専門教育科目 (認定科目の指定は各学部の定めに委ねる)	4単位まで	平成11年度以降 入学者より適用

別表第1参考 (平成19年度以降入学者適用)

外部検定試験等による単位認定について

- 入学時TOEIC-IPで470点を取得(【英語関係I】の合格基準)した後、他のTOEIC(例:カレッジTOEIC)で590点を取得(【英語関係I】の合格基準)した場合

TOEIC-IP 470点英語(オラコン)	認定(2単位)	
TOEIC-IP 590点英語(作文・文法)	認定(2単位)	計4単位
※【英語関係I】の単位認定の上限は4単位のため、6単位として認定はしない			

- 入学時TOEIC-IPで470点を取得(【英語関係I】の合格基準)した後、英検で準1級を取得(【英語関係I】の合格基準)した場合

TOEIC-IP 470点英語(オラコン)	認定(2単位)	
英検準1級英語(作文・文法)	認定(2単位)	計4単位
※【英語関係I】の単位認定の上限は4単位のため、6単位として認定はしない			

- 入学時TOEIC-IPで470点を取得(【英語関係I】の合格基準)した後、他のTOEIC(例:カレッジTOEIC)で730点を取得(【英語関係II】の合格基準)した場合

TOEIC-IP 470点英語(オラコン)	認定(2単位)	
TOEIC-IP 730点英語(作文・文法)	認定(2単位)	
	英語(検定)	認定(2単位)	計6単位
※TOEIC【英語関係I及びII】の単位認定の上限は6単位のため、8単位として認定はしない			

- 入学時TOEIC-IPで470点を取得(【英語関係I】の合格基準)した後、国連英検でA級を取得(【英語関係II】の合格基準)した場合

TOEIC-IP 470点英語(オラコン)	認定(2単位)	
国連英検A級英語(教育学部)	認定(2単位)	
	英語(読解)	認定(2単位)	
	英語(検定)	認定(2単位)	計8単位
※単位認定は一外国語につき8単位が限度のため、10単位として認定はしない			

- 入学時TOEIC-IPで590点を取得(【英語関係I】の合格基準)した後、他のTOEIC(例:カレッジTOEIC)で700点を取得(【英語関係I】の合格基準)した場合

TOEIC-IP 590点英語(オラコン)	認定(2単位)	
	英語(作文・文法)	認定(2単位)	計4単位
TOEIC-IP 700点			
※【英語関係I】の単位認定の上限は4単位のため、8単位として認定はしない			

- 入学時TOEIC-IPで590点を取得(【英語関係I】の合格基準)した後、英検で準1級を取得(【英語関係I】の合格基準)した場合

TOEIC-IP 590点英語(オラコン)	認定(2単位)	
	英語(作文・文法)	認定(2単位)	計4単位
英検準1級			
※【英語関係I】の単位認定の上限は4単位のため、8単位として認定はしない			

演習論文について【昼間コース】 卒業論文について【夜間主コース】

- 1 論文提出予定者は、指導教員と相談の上、定められた期日までに「演習論文題目届」又は「卒業論文題目届」を教務学生係まで提出すること。
期日等詳細については、別途掲示する。
- 2 昼間コースについては、論文を、1月31日午後5時までに、夜間主コースについては1月31日午後9時までに教務学生係まで提出すること。
なお、当日が休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。）の場合は、その前日とし、連休となる場合は、最初の休日の前日とする。

試 験 心 得

試験は通常、その授業が行われた学期の終わりに実施するが、担当教員によっては、授業時間中に行うことがある。また、学期末試験を実施せずに、平常の成績等をもって試験に代えることもある。試験の受験に関する注意事項は下記のとおりであるので、充分熟読した上受験すること。

- 1 試験の時間割及び試験室の指定は、掲示により通知する。
- 2 履修登録されていない科目については、試験を受けることができない。
- 3 試験室への入室は試験開始時刻から20分まで認める。開始後20分は退室できない。
- 4 試験室の着席について監督者の指示がある場合には、その指示に従うこと。
- 5 試験に際しては学生証を所持し、試験中机上に提示しておくこと。
学生証を忘れた場合は受験できないことがあるので注意すること。
- 6 試験に際してあらかじめ許可されたもの以外のものを使用してはならない。
- 7 答案用紙は必ず提出すること。たとえ白紙の答案であっても持ち帰ることは許さない。
なお、書き損じた答案用紙については、はっきり×印を付し、答案とは別に提出すること。
- 8 以上のほか試験室では、すべて監督者の指示に従わなければならない。
- 9 試験中の誤解を招くような態度や不正行為は厳に慎むこと。不正行為が判明した場合には、学則の定めるところにより懲戒する。さらにその期において実施する試験科目のうち、その時間以後の受験を認めない。
ここにいう懲戒とは、通常は無期停学または退学を意味する。また、停学の場合は、通常は最低半年以上の卒業延期となる。
- 10 携帯電話、PHS、計算機などのメモ機能、通信機能を備えた機器は電源を切ってから、かばんなどに入れること。
机の上に置いてある場合は使用していても不正行為と見なすので十分注意すること。
- 11 病気その他止むを得ない事由により、学期末試験の追試験を希望する者は、学期末試験の前日までに願い出て許可を得なければならない。
追試験の願い出については、事由を明記した追試験願（所定用紙）に診断書又は証明書等を添付し、教務委員会（教務学生係）で追試験受験資格の確認を受けた後、授業担当教員の指示に従わなければならない。
ただし、試験当日において特別な事情が発生し、受験が不可能になった者は、出来るだけ速やかに教務学生係へその旨を連絡しなければならない。

留学に伴う取扱いについて

- 1 岡山大学学則第32条に基づき、必要な事項を定める。
- 2 本学部での専門教育科目の履修手続き等については、次のとおりとする。
 - 一 渡航前に履修していた通年ものの科目の場合は、帰国後も同一教員・同一科目についてのみ引き続いての履修を認める。
 - 二 前・後期開講科目及び集中講義科目中、履修可能な科目について履修手続きを認める。
- 3 留学大学での修得単位の取扱いについて
 - 一 留学大学での修得単位は、経済学部規程21条の規定により60単位を限度とし教授会の議を経て、本学部での修得単位として認定する。
 - 二 渡航前に、留学大学における履修について、教務学生係で事前指導を受けるものとする。

演習室の授業時間以外における使用心得

この使用心得は、文・法・経済学部1号館3階の演習室（3-1～6，8～11，13，14の演習室。）及び文化科学系総合研究棟2階の演習室（1～6の演習室）（以下「共通演習室」という。）の授業時間以外における学生の使用について定めるものとする。

なお、各学部の演習室の使用については、それぞれの学部の定めるところによる。

1 使用目的

授業に関する学習等のために複数名で使用するものとする。

2 使用者

使用できる学生は、以下の学生とする。

- (1) 文学部、法学部及び経済学部の学生
- (2) 社会文化科学研究科（文学研究科，法学研究科，経済学研究科及び文化科学研究科が存続する間当該研究科を含む。）の学生
- (3) 法務研究科の学生

3 使用時間

- (1) 平日8時40分から20時50分までとする。
- (2) 土曜日、日曜日及び休日の使用は、原則として認めない。

4 使用の届出及び鍵の授受

- (1) 共通演習室の使用にあたっては、教務学生係に事前に届け出ること。なお、共通演習室は授業を優先使用とするので、届けていた共通演習室が、補講等により授業に使用されることになった場合には使用できない。
- (2) 授業の休業期間（夏季休業等）中は、共通演習室は施錠状態にあるので、開始と終了の都度、教務学生係から鍵を授受すること。

5 使用上の注意

- (1) 他の迷惑にならないよう静粛にすること。
- (2) 火気には厳重に注意すること。
- (3) 建物や器物を損傷しないように充分注意すること。もし、建物や器物を損傷したときは、使用者が一切の責任を負うこと。
- (4) ビラをはるなど汚損行為をしないこと。
- (5) 使用後は必ず部屋の内部を整理整頓し、退室の際は消灯すること。
- (6) 文化科学系総合研究棟の共通演習室は、平日8時から21時以外の間は施錠状態（授業の休業期間を除く）にあるので、使用時間は厳守すること。

以上の使用心得を守らない場合、その他管理上支障があると認められる場合には、使用を禁止することがある。